

2025年6月

お客様各位

熊本信用金庫

当座勘定規定の改定および当座預金払戻請求書の利用開始について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の電子化」に向けた取組みとして手形帳・小切手帳の交付を廃止するにあたり、当座勘定規定を改定し当座預金払戻請求書の利用を開始いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 当座勘定規定の改定について

【改定日】

2025年7月1日（火）

変更箇所につきましては、新旧対照表をご確認ください。

新规定は、各種規定に掲載しております。

2. 当座預金払戻請求書のご利用について

【開始日】

2025年7月1日（火）

【入手方法】

当座預金口座開設店の窓口にてお申し付けください。

必要な枚数を無料でお配りいたします。

【利用方法】

- ・当座預金口座開設店において、自社（自身）の払戻しにご利用いただけます。
- ※小切手のように持参人（第三者）へのお支払にはご利用いただけません。
- ・当座預金払戻請求書に日付・口座番号・金額を記入、届出の印鑑により記名押印のうえ窓口にご提出下さい。
- ・ご利用に際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。

以上

当座勘定規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 7 年 7 月 1 日より）	旧	備考
第 7 条（手形、小切手の支払等） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （３）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法 B 小切手を使用する方法 （４）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第 8 条（手形、小切手用紙等） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第 7 条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （３）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第 8 条（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	

(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。(令和7年6月30日を以って交付請求の受付を終了します。) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条(手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像とし	(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条(手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手によらず</u>、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 第16条(印鑑照合等) (1) <u>手形、小切手または諸届け書類</u>に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信される	
--	--	--

て送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、**払戻請求書**、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

ものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。